

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市規則第14号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（平成17年倉吉市規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定に基づき、市長が定める職は、上下水道局に勤務する職員のうち、次のとおりとする。 （1）～（3） 略 （4） <u>課長補佐</u> （業務課課長補佐に限る。） （5） <u>係長</u> （業務課経営係長に限る。）	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定に基づき、市長が定める職は、上下水道局に勤務する職員のうち、次のとおりとする。 （1）～（3） 略 （4） <u>係長</u> （業務課経営係長に限る。）

附 則

この規則は、令和7年12月1日から施行する。